

区独自の高齢者在宅サービス

65歳以上の方で要件を満たせば、どなたでも利用可能。ぜひご利用を。

区では65歳以上の方を対象に、左表のような介護保険外の高齢者在宅サービスを実施しています。サービスを利用するには別途申請が必要となるほか、一部の事業には所得制限等の要件もあります。申請前にお問い合わせください。

また、左表以外にもさまざま

事業名	事業内容
食事サービス	ひとり暮らし、日中独居で、疾病等により調理・買物ができない高齢者へ、昼食または夕食を配達し、食の確保と安否確認を行います。
非常ベル・自動消火器設置	非常ベルや自動消火器を設置し、緊急事態や不慮の火災に備えます※65歳以上の方のみの世帯または日中独居となる方が対象
高齢者生活支援ホームヘルパー	【緊急時生活支援】緊急時にホームヘルパーの派遣を行います※介護認定未申請の方が対象 【外出支援】閉じこもり傾向の方を、ホームヘルパーが介助し、一緒に外出します※要支援1・2の方が対象
家族介護慰労金	要介護4・5の方を、介護サービスを1年間利用せず在宅で介護している家族へ、年額10万円を支給します※40歳以上の住民税非課税の方が対象
日常生活用具給付	入浴補助用具、シルバーカー、電磁調理器、マットレスの4種目について、原則1割負担で機器の給付を行います※入浴補助用具は、介護保険非該当の方で介護保険の負担割合に準ずる
リフト付き福祉タクシー	車いす、ストレッチャーのまま利用できるタクシーを、普通タクシーの料金で利用できます
高齢者住宅設備改修給付	以下の改修工事について、助成金を給付します 【介護保険非該当の方】手すりの取り付け、段差解消、床材の変更、便器の洋式化、扉の取替え 【要支援・要介護の方】浴槽改修、洗面台・流し台の取替え、トイレ改修、階段昇降機の設置

区内介護現場で働きたい、または働く外国人の方大歓迎

介護の記録や資格取得等に必要な日本語力の向上を図り、区内介護事業所における新たな介護人材の確保や定着支援を図ることを目的とした教室です。

初級者向け講習と中級者向け講習を用意していますので、自分のスキルに合わせて受講することができます。

参加費は無料です。お気軽にご参加ください。また、知り合いの方でこの教室に興味をお持ちでしたら、橋渡しをお願いいたします。

※詳細は区ホームページをご覧ください

時 11月25日、令和3年2月24日、水曜(12月30日、1月6日)

凡例 時日時 場所 集合 対象・定員 費用 内容 講師 保一時保育 締切日 申込 問合先 HPホームページ Eメール

防ぎよう！ねずみによる被害

ねずみは衛生上有害な動物です。ふん尿を撒き散らす、感染症を媒介する、ダニを運ぶ等の害があります。また、衛生面以外に電気コードやガス管をかじる等の害もあります。ねずみによる被害を防ぐために、次の対策を行いましよう。

侵入路をふさぐ

ねずみは人の親指が入るほど(1.5cm程度)のすき間があれば、屋内に侵入できます。排

分譲マンション管理組合や賃貸マンション経営者の方へ

区では、分譲マンションの管理組合や賃貸マンションの経営者が、マンションの大規模な修繕に計画的に対応する目的で、分譲マンションの共用部分または賃貸マンションの賃貸部分については、修繕の場所や時期、工事内容、所要金額等の調査を行った場合、調査費用の一部を助

成しています。

【対象物件】区内の建築後7年以上経過した耐火建築物のマンション(社宅や社員寮を除く)

【申込資格】過去10年以内に調査費の助成を受けておらず、それぞれ次の事項がすべて当てはまる方。

○分譲マンションの管理組合の方

【助成金額】助成対象項目の調査費用の3分の1(千円未満の端数は切捨て)の額と戸数規模に応じて定めている助成限度額を比較して、金額の低い方が助成金額となります。助成対象項目、必要書類、助成限度額等の詳細はお問い合わせください。

【調査を実施する】1か月前までに必要書類を添えて住宅課住宅指導係(区役所5階1番)窓口で

【申込資格】過去10年以内に調査費の助成を受けておらず、それぞれ次の事項がすべて当てはまる方。

○分譲マンションの管理組合の方

【助成金額】助成対象項目の調査費用の3分の1(千円未満の端数は切捨て)の額と戸数規模に応じて定めている助成限度額を比較して、金額の低い方が助成金額となります。助成対象項目、必要書類、助成限度額等の詳細はお問い合わせください。

【調査を実施する】1か月前までに必要書類を添えて住宅課住宅指導係(区役所5階1番)窓口で

人権週間に向けて

国際化が進む江東区

区で暮らす外国人は年々増加し、令和2年1月1日現在では3万1千人を超え、全区民の約6%に及びます。区は、外国人区民にも暮らしやすい地域となるよう、外国語版の江東くらしガイドによる情報提供や、国際交流イベントの開催等を行っています。

さまざまな場面での差別

地域社会の国際化が進む一方、言語や文化等の違いや無理解から、外国人に対する差別や偏見がみられます。例えば、外国人であるというだけの理由から、理髪店の利用を断られる、ホテルで宿泊の予約を拒否される等の事案が、法務省に申告されています。

また、同省の調査で、住む家を探した経験がある外国人2,044人の約4割が、外国人であることを理由に入居を断られたと回答しました。こうした差別的な対応は外国人の人権を傷つけることになり、決して許されません。

ヘイトスピーチへの対策

近年では特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)が社会問題となつていきます。これは、

あらゆる人の人権が尊重され、安心して生活できる成熟した社会を実現する観点から、あつてはならないことです。平成28年6月には、不当な差別的言動は許されないことを宣言する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されました。

互いの文化を認め合う社会

全ての人が自分らしく誇りをもって生きるためには、一人ひとりが、自分と同様に他者にも大切な文化があることを認識することが大切です。

昨年のラグビーワールドカップで、ニュージーランドやサモアなどの代表選手たちは、開催国である日本人の心情に配慮して、自らの伝統文化であるタトゥーを隠して公共のジム等を利用していると報道されました。日本側でも、大会中は温浴施設等でタトゥーの規制を緩和する動きがみられたといえます。

このように互いの文化や慣習を尊重することから、豊かな多文化共生社会が実現していくのではないのでしょうか。

【人権推進課人権推進担当】

【申込資格】過去10年以内に調査費の助成を受けておらず、それぞれ次の事項がすべて当てはまる方。

○分譲マンションの管理組合の方

【助成金額】助成対象項目の調査費用の3分の1(千円未満の端数は切捨て)の額と戸数規模に応じて定めている助成限度額を比較して、金額の低い方が助成金額となります。助成対象項目、必要書類、助成限度額等の詳細はお問い合わせください。

【調査を実施する】1か月前までに必要書類を添えて住宅課住宅指導係(区役所5階1番)窓口で